

博士（法 学） 山 田 裕 子

学 位 論 文 題 名

法的紛争解決における公正の心理学

－被害者側当事者のセルフ・エスティームに着目して－

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

1. 問題関心

「正義・公正」は法の重要な内在的価値であるが、社会心理学においても 1961 年のホーマンズの分配的公正についての先駆的な研究以来、重要なテーマである。公正の社会心理学（社会心理学では psychology of justice をこのように訳す）は 1960 年代に分配的公正研究として始まり、1970 年代に法律学との共通の問題関心のもとに手続的公正研究が興隆し、1980 年代以後は人にとっての根源性ゆえに応報的公正の重要性が指摘されている。社会心理学の公正研究が主に扱うのは、人々が何を基準に手続や資源の分配結果についての公正さを感じるかという主観的公正である。公正研究の知見から、人の思考、感情、行動が、公正・不公正に関する判断によって大きな影響を受けることがわかっている。本稿は、応報的公正は分配的公正と手続的公正の統合の上に成り立つと考え、犯罪被害者問題に公正の心理学の知見を適用することを考えた。犯罪被害者問題は、最初に絶対的な、しかも多くの場合回復不可能な不公正が存在し、しかも不本意な司法手続きの結果であってもそれを受容しなければならないことが多い。このような問題に心理学的公正研究を適用することは、理論的側面からも、制度の有効性を考える点からも意義があると考えたからである。

以上の問題関心のもと、公正研究と犯罪被害者問題をつなぐキ一概念として、本稿ではセルフ・エスティームに着目した。人にとってのセルフ・エスティームの重要性は 1 世紀に及ぶセルフ・エスティーム研究の歴史において繰り返し指摘されてきたことであるが、ハイダーの指摘する通り、被害を受けることを地位のデロゲーションであると考えた場合、犯罪被害者にとっては傷ついたセルフ・エスティームを回復することは特に重要であると考えられる。そこで、犯罪被害者のセルフ・エスティームの回復が公正感の取得と結果の受容の促進につながるとの仮説を立てた。

以上の問題関心を背景に、本稿は第 1 部で公正研究についての概観を、第 2 部でそれらの知見を犯罪被害者問題に適用した実証研究を行った。

2. 理論的背景

本稿第 1 部第 1 章では分配的公正研究の概観を行った。分配的公正研究の本稿の問題関心にとっての重要な知見は、分配的公正基準としての衡平である。衡平は、社会的交換関係におけるインプットに見合ったアウトカムを与えるという基準であり、加害－被害関係においては負のインプットに対する負のアウトカムの釣り合いを意味する。しかし、加害－被害関係の文脈では、単に衡平の実現では解決できない、価値の冒涜という側面がある。また、最終的な結果に至るまでの決定過程の公正さの重要性も指摘され、公正問題を考える上で分配的公正のみでは不足である点が指摘される。第 1 章ではさらにセル

フ・エスティームの心理学から、人にとっての集団と個人の関係におけるセルフ・エスティームの重要な性を指摘した。

第2章では手続的公正を概観している。手続的公正研究は、決定過程における手続のどのような側面が公正と知覚されるかという問題を検討し、特に手続の過程において発言の機会を有することが重要であることが見い出された。また、手続的公正研究の発展の中で、手続を運用する際の対人的態度の重要性が指摘され、発言に対し誠実に応答すること、尊重的態度を持って接することが地位と価値に関する情報を伝達し、セルフ・エスティームや公正感を高めるという集団価値モデルを紹介した。

第3章の応報的公正の概観では応報的公正動機を考える際に感情を考慮することの重要性を指摘し、応報的公正が実現されるまでの心理的過程に分配的公正、手続的公正、セルフ・エスティームを統合して、第2部の実証研究で検証すべき応報的公正実現のモデルの全体像を描いた。

### 3. 実証研究

第2部の実証研究では、上記の応報的公正モデルを検証するために行った質問紙調査とシナリオ実験の結果を報告している。

第4章では、被害経験の内容と解決に至る過程についての質問紙調査を行い、応報的公正が実現されるまでの心理的過程のモデルに沿った分析と、セルフ・エスティームとの関わりを探索した。その結果、被害者のどのような感情がどのような応報動機につながり、結果の公正さや過程の公正さの知覚にどのように影響を与えるかという認知的な経路をたどることができ、また、応報的公正感が結果の公正と過程の公正の統合として理解され、特に結果の公正さの影響が強いことがわかった。しかし、セルフ・エスティームと応報的公正感の関係については必ずしも十分には仮説を支持する結果とはならなかった。

第5章では、セルフ・エスティームと応報的公正感の関係を明らかにするため行ったシナリオを用いたシミュレーション実験の結果を報告した。実験で用いたシナリオでは、犯罪被害者の刑事裁判への関わり方（被害者連絡制度の有無や証人としての証言の機会の有無）と、加害者について出された判決（執行猶予の有無や刑期の長さ）のパターンを操作し、そうした条件の違いと、それに対応したセルフ・エスティームと応報的公正感の変化を調べた。そして、共分散構造分析により手続的公正を構成する被害者への連絡や証言機会、および被害者の証言に対する応答が被害者のセルフ・エスティームを高め、応報的公正感を高め、最終的な判決の受容を促進するという応報的公正モデルが有効であるという結果を得た。

以上の知見から、被害者のセルフ・エスティームに対する考慮が、被害者の観点から見た刑事訴訟制度の設計と運用にとって重要である点を指摘し、終章において、昨今の国際的潮流である修復的司法と本稿の知見との関係についての考察を試みた。

# 学位論文審査の要旨

主査 教授 松村 良之

副査 教授 白取 祐司

副査 助教授 尾崎 一郎

## 学位論文題名

### 法的紛争解決における公正の心理学

－被害者側当事者のセルフ・エスティームに着目して－

#### (論文の要旨)

##### 1. 問題関心

「正義・公正」は法の重要な内在的価値であるが、社会心理学においても 1961 年のホーマンズの分配的公正についての先駆的な研究以来重要なテーマである。公正の社会心理学（社会心理学では psychology of justice をこのように訳す）は 1960 年代に分配的公正研究として始まり、1970 年代に法律学との共通の問題関心のもとに手続的公正研究が興隆し、1980 年代以後は人にとっての根源性ゆえに応報的公正の重要性が指摘されている。本研究では、応報的公正は分配的公正と手続的公正の統合の上に成り立つと考え、犯罪被害者問題を公正の心理学の枠組みを用いて研究することを試みている。犯罪被害者問題は、最初に絶対的な、しかも多くの場合回復不可能な不公正が存在し、しかも司法の結果が不本意なものであっても受容しなければならないことが多い。このような問題に心理学的公正研究を適用することで、犯罪被害者の問題を理論的側面から考え、被害者を巡る制度の有効な運用を考えることができると考えらえるからである。以上の問題関心のもと、公正研究と犯罪被害者問題をつなぐキー概念として、セルフ・エスティームに着目した。人にとってのセルフ・エスティームの重要性は 1 世紀に及ぶセルフ・エスティーム研究の歴史において繰り返し指摘されてきたことであるが、ハイダーの指摘する通り、被害を受けることを地位のデロゲーションであると考えた場合、犯罪被害者にとっては傷ついたセルフ・エスティームを回復することは特に重要であると考えられる。また、個人の尊厳、人格的利益などの法学的な概念とセルフ・エスティームは強い関連を持つと考えられるので、法学においてもセルフ・エスティームを論じることは有意義である。そこで、犯罪被害者のセルフ・エスティームの回復が公正感の取得と結果の受容の促進につながるとの仮説を立てた。以上の問題関心を背景に、第 1 部で公正研究についての概観を、第 2 部でそれらの知見を犯罪被害者問題に適用した実証研究を行った。

##### 2. 第 1 部

第 1 章では分配的公正研究の概観を行った。分配的公正研究の重要な知見である衡平は、社会的交換関係におけるインプットに見合ったアウトカムを与えるという基準であり、加害－被害関係においては負のインプットに対する負のアウトカムの釣り合いを意味する。しかし、加害－被害関係の文脈では、単に衡平の実現では解決できない、価値の冒瀧という側面がある。また、最終的な結果に至るまでの決定過程の公正さの重要性も指摘され、公正問題を考える上で分配的公正のみでは不足である点が指摘される。第 1 章ではさらにセルフ・エスティームの心理学から、人にとっての集団と個人の関係におけるセルフ・エ

スティームの重要性を指摘した。第2章では手続的公正を概観している。手續的公正研究は、決定過程における手續のどのような側面が公正と知覚されるかという問題を検討し、特に手續の過程において発言の機会を有することが重要であることが見い出された。また、手續的公正研究の発展の中で、手續を運用する際の対人的態度の重要性が指摘され、発言に対し誠実に応答すること、尊重的態度を持って接することが地位と価値に関する情報を伝達し、セルフ・エスティームや公正感を高めるという集団価値モデルを紹介した。第3章の応報的公正の概観では応報的公正動機を考える際に感情を考慮することの重要性を指摘し、応報的公正が実現されるまでの心理的過程に分配的公正、手續的公正、セルフ・エスティームを統合して、第2部の実証研究で検証すべき応報的公正実現のモデルの全体像を描いた。

### 3. 第2部

第2部の実証研究では、上記の応報的公正モデルを検証するために行った質問票調査とシナリオ実験の結果を報告している。第4章では、被害経験の内容と解決に至る過程についての質問票調査を行い、応報的公正が実現されるまでの心理的過程のモデルに沿った分析と、セルフ・エスティームとの関わりを探索した。その結果、被害者のどのような感情がどのような応報動機につながり、結果の公正さや過程の公正さの知覚にどのように影響を与えるかという認知的な経路をたどることができ、また、応報的公正感が結果の公正と過程の公正の統合として理解され、特に結果の公正さの影響が強いことがわかった。しかし、セルフ・エスティームと応報的公正感の関係については十分には仮説を支持する結果とはならなかった。第5章では、セルフ・エスティームと応報的公正感の関係を明らかにするため行ったシナリオを用いたシミュレーション実験の結果を報告した。実験で用いたシナリオでは、犯罪被害者の刑事裁判への関わり方（被害者等通知制度の有無や証人としての証言の機会の有無）と、加害者について出された判決（執行猶予の有無や刑期の長さ）のパターンを操作し、そうした条件の違いと、それに対応したセルフ・エスティームと応報的公正感の変化を調べた。また、公正な扱いがなぜセルフ・エスティームを高めるのかを説明する概念として、社会への信頼感、被尊重感、等価感を内容とする共生感という変数を設定した。そして、共分散構造分析により手續的公正を構成する被害者への連絡や証言機会、および被害者の証言に対する応答が共生感を介して被害者のセルフ・エスティームを高め、応報的公正感を高め、最終的な判決の受容を促進するという応報的公正モデルが有効であるという結果を得た。

以上の知見から、応報的公正にとってセルフ・エスティームの回復が重要であり、セルフ・エスティームの回復にとって個人を取り巻く社会が果たす役割がどのような意味で重要であるかということが確認できた。さらに、最終章において、修復的司法が犯罪被害者にとってなぜ有効であるのかの理論的な基礎を提供し、対人的公正を介した個人の尊重の重要性を指摘した。

#### （評価の要旨）

本論文は、法心理学、特に公正の心理学と法の分野での、初めての本格的な研究であり、非常に高く評価される。以下具体的に、積極的に評価すべき特長を述べる。(i)公正の心理学を構成する、分配的公正、手續的公正、応報的公正（さらに、対人的公正）を理論的にも実証的にも統合的に扱っている。(ii)公正の心理学の理論枠組みに、セルフエスティーム、帰属理論など社会心理学での重要な関連概念（公正の心理学ではしばしば忘れられる）を取り込んで、本研究の理論枠組みを組み立てている。(iii)そして、筆者の公正の心理学についての理解は非常に深く、本論文前半の理論的部分も公正の心理学と法の理論枠組みの提示として高く評価できる。さらには、被害に遭うということの本質と関連するセルフエスティームに着目したことは本論文の独創性を示すものであり、法学研究にとってのレヴァンスも高い。(iv)リサーチデザインはアイディアに富んでいて、かつ現実的で的確である。そして、高い完成度で事前のモデルと仮説を設定し、それに基づいてリサーチデザインが的確に設定されている。(v)データハンドリング（統計的手法の選択などを含む）の信頼性は非常に高く、データ処理の技法の熟達度洗練度という点では、本論文は日本の法社会学研究のなかではトップクラスであろう。なお、本論文の問題点として(i)

本研究は被害者学とか修復的司法などと深く関連している研究であるが、それらの問題についての理論的政策的インプリケーションについて十分検討していない、(ii)論文の形式の面で、法学の分野の論文としては、論文の作法として適切ではない部分があるというような点があるが、以上のように、本研究は法社会学にとって非常に独創的刺激的で価値が高いとともに、どちらかというといままで教義学的であった刑事法関連分野にとっても有意義な研究であり、博士（法学）の学位を授与するに十分値する研究である。